

令和 2 年度の保健部の取り組みについて

— 新型コロナウイルス感染症 (COVID19) 感染予防の観点から —

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症 (以下、新型コロナという) の影響による休校が前年度から続いていたが、保健部では今年度から保健主事と保健部員の 2 名入れ替わり、新しい体制でのスタートとなった。年度当初は新学期に向け、例年通り「保健部活動方針および活動内容」を立案していたが、再び 4 月からの休校が決まり、例年通りとはならない新学期がスタートした。文部科学省から示された衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～に合わせて、新型コロナを意識した立案が必要となり、様々な保健行事において、新たな試みをする事となった。今回の研究紀要では、この 1 年を通し、保健部としてどのような取り組みをしてきたかを振り返り、実践してきた内容をまとめたい。

2. 健康調査について

生徒の心身の健康状態を把握するため、本校が利用している Classi を活用し、休校中に「新型コロナウイルス感染症にともなう健康調査」を定期的に配信し、計 8 回実施した。『体調、体温、新型コロナ関連の症状、手洗い、咳エチケット、三密、自由記述による心配なこと』などを尋ねた。幸い生徒たちの体調は概ね良好であった。担任とも情報共有しながら、養護教諭が心配なことへの返信をしたり、様子が気になる生徒にはメッセージを送ったり、対面でなくても健康相談しやすい体制を整えた。

3. 環境衛生について

新型コロナ対策の一つとして環境衛生を良好に保つ必要があることから、教職員による清掃活動を計画した (図 1)。緊急事態宣言により、教員自身が出校できなくなるという事態になったが、生徒が出校できるようになっても例年通りの生徒全員による通常清掃については実施が難しいのではないかと予想されたため、休校明けの清掃の方法が課題となった。

4. 学校再開に向けた対応について

5 月末までとされていた休校も、緊急事態宣言が予定よりも早い 5 月 25 日 (月) に解除されることとなり、生徒の出校もそれに合わせて始まることになったが、教室での密を防ぐため、5 月の最終週は 3 年生のみの分散登校とした。1・2 年生は 3 年生よりも 1 週間遅らせた 6 月 1 日 (月) から、休校を継続していた大学の第 1 共通棟と第 2 共通棟を利用しての分散登校を実施した。高校から徒歩 8 分程あるため、放課を 15 分とりゆとりを持たせた時間割となった。

登校にあたり飛沫感染と接触感染を防ぐ手立てとして、換気の徹底、マスクの着用、手指消毒、共有物品の消毒に重点を置いた。また、フェイスシールドを全教員に配布し、アクリル板も購入し職員室に配置した。当時は品薄によりアルコール消毒液が手に入りにくかったことから、外からの出入り口には

休校中の清掃について	
保健部 2020.4.10	
1. 目的	新型コロナウイルスに対する対策の一つとして、環境衛生を良好に保つ必要があることから、休校の間、教職員による清掃を行う。
2. 日時	休校期間中の毎週火、木曜日の職員朝礼後から 9 時頃まで ・職員室は月・水・金曜日の同時刻 ・朝に時間が取れない場合は空いている時間 30 分程度でお願いします
3. 方法	その日に実施できない場合は、適宜実施する。特別教室については管理者が適宜清掃を行う。 (1) 水曜日 (教室・廊下・階段) ・担任・副担任で各教室廊下の清掃を行う。手洗いは一番近いウキアスが、渡り廊下とそれにつながる廊下を 2 組が、各階特別教室前から 4 組までの廊下を 4 組が担当する。 ・中央廊下と階段は学年担当が担当する。 ※西階段を保健主事、南階段を 3 年、北階段を 2 年、東階段と新階段を 1 年 (2) 本館自 (ホール) ・男性は交代で、女性は交代要員がおりませんがご了承ください。 ・清掃場所 ・新館 1 階 野田・小田原・宮本 2 階 神谷・渡邊・宇佐美 3 階 足立・伊吹・橋爪 ・東トイレ 1 階 小林・天羽・戸田 2 階 船井・山本・平岩 3 階 森永・村田・林田 ・西トイレ 1 階 小嶋・加古・岡岡 2 階 横井・川上・増田 3 階 有本・岩崎・船野 ・体育館トイレ 末岡・三井・堀田 ・障害者トイレ 青山・川原・石橋 (3) 職員室 (月・水・金曜日) ・日数を振り当てたもので、以下の 3 人グループをお願いします。 A 野田・小田原・宮本 4/13 B 神谷・渡邊・宇佐美 4/15 C 足立・伊吹・橋爪 4/17 D 小林・天羽・戸田 4/20 E 船井・山本・平岩 4/22 F 森永・村田・林田 4/24 G 小嶋・加古・岡岡 4/27 H 横井・川上・増田 5/1 I 有本・岩崎・船野 J 末岡・三井・堀田 K 青山・川原・石橋 ※休校が延びれば
3. その他	担当者については暫定です。適宜交代可能です。

図 1 休校中の清掃について

備蓄のアルコール消毒液を設置したが、各教室には新たに次亜塩素酸水を配置し、登校時には手指消毒を促した。大学からアルコールの支給があったときには、教職員一人ずつにアルコールの入ったアトマイザーを配布し、消毒に活用してもらうことにした。

また、1・2年生と3年生で校舎が分かれての登校となったことから、養護教諭は1年生に配慮し、大学校舎に設置した保健室に常駐し、生徒の状態を把握するよう努めた。

(1) 授業再開時の注意事項について

授業再開に際して、保健部から以下の点を注意するように周知をした。

【全般】

- 1 生徒、職員ともに毎朝必ず検温をする ※生徒には各自で体温の変化を記録するように伝える
(教員・生徒に記録用紙を配布し、1ヶ月単位で提出してもらう)
- 2 発熱、かぜ症状がある場合は登校・出勤しない
- 3 全員マスクを必ず着用する
- 4 在校中に発熱等の症状が現れたときはすぐに帰宅する ※発熱者待機部屋を用意する
- 5 教室は常に換気する 換気できない教室は原則使用しない
- 6 物品の共有はできるかぎりしない する場合は消毒を行う
- 7 教室の扉は開けっ放しにする (取っ手を触らないようにするため)
- 8 人との距離はできるだけ2m (最低1m) あける ※教職員も同様に
- 9 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 10 定期的に石けんによる手洗い、もしくは消毒をする
- 11 毎日机・いすなど手が触れる部分の消毒を行う
- 12 出席停止 (の対象となる状態) についての確認する

○文部科学省 学校再開ガイドライン (R2.3.24 付) の4ページから

新型コロナウイルス感染症による出席停止となるのは

- ・児童生徒等の感染が判明した場合
- ・児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

(期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とされている)

※濃厚接触者：必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離 (1m程度) で15分以上接触があった場合 (厚労省 新型コロナウイルス感染症Q&Aより)

【清掃活動】

- 1 高校については密にならないように当番制にし、通常清掃を行う
(大学については業者が入るため、通常清掃は実施しない)
- 2 1日1回以上、原則として授業後に校内及び大学使用教室の消毒を行う
※消毒作業は原則教職員で実施する
- 3 教室のゴミ箱についてはしばらくの間撤去する
※各自でゴミ袋を用意し、学習活動中に出たゴミについては全て持ち帰るように指導する

【昼食時】

- 1 昼食は自分の座席でとり、座席を移動しない ※前を向いて食事をするように指導する
- 2 食事中は大きな声を出さないようにする ※しばらくの間教員による巡回指導を行う

(2) 生徒への対応について

出校にあたり、生徒には登校前に必ず検温をするなどの注意事項を、Classi での配信や、高校の HP に掲載して連絡をした（図 2）。そして、生徒に新型コロナウイルス感染が判明した場合や、生徒が濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止を指示すること、また、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合でも、登校を見合わせ、家庭で休養するよう場合も出席停止とすることとした（図 3）。

生徒の皆さんへ 学校再開にむけた注意事項

○体温を測定してから登校してください。
*学校の体温計の共有が心配な場合は、本人用の体温計を持参してください。

自宅を出る前に体温を測定してください。
体温を測定していない人は、生徒用昇降口に入る前の案内に従い、保健室で体温を測定してください。体温によっては別室で待機し、帰宅してもらう場合があります。
下記①~③に当てはまる人は登校を控えてください。

① 発熱があり、だるさや息苦しさなどがあり、全身症状が優れない
② 発熱や風邪症状が4日以上続いている
③ 新型コロナウイルス感染症者と接触歴があり、14日間経過していない。

※なお、発熱の目安は平熱より 1℃以上プラスした体温です。例として 37.5℃以上とされていますが、これは平熱が 36.5℃の人の場合です。平熱が 35℃台の人は 36.5℃でも発熱していることとなります。迷うときは学校へ電話をしてください。

○マスクを着用してください。

○こまめな手洗い<石けんを使用して>を行う。自分でできる最大の防衛！

図 2 学校再開に向けた注意事項

保護者様 愛知教育大学附属高等学校

発熱等を伴う風邪症状における出席停止について

生徒に新型コロナウイルス感染が判明した場合、又は、生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止を指示します。
また、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合でも、登校を見合わせ、ご家庭で休養するようお願いいたします。この場合も、本校では出席停止といたします。
発熱や風邪の症状がなくなり登校する際には、下記の「出席停止報告書」をご家庭で記入していただき、学校へご提出ください。なお、授業は欠課となりますので、欠課時間数に応じて、時間数補充が必要となる場合があります。

記

出席停止報告書

年 組 番 氏名

1 状況（該当するものに○を付けてください）

1 新型コロナウイルス感染症
2 濃厚接触者に特定された
3 発熱等の風邪の症状があった（症状）
4 強いだるさや息苦しさがあった
5 その他疑われる症状があった（症状）
6 その他の理由による（理由）

2 期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 体温【平熱 ℃】 ※欠席している間、毎日体温を記録してください

月日	/	/	/	/	/	/	/
体温							
月日	/	/	/	/	/	/	/
体温							

記入日 令和 年 月 日
保護者名 印

図 3 発熱等を伴う風邪症状における出席停止について

(3) 健康チェック表について（図 4）

生徒や職員に対し、出校・出勤前には必ず検温し、記録するよう依頼した。体温と体調について各自管理ができるよう、健康チェック表を作成した。これは、感染が判明した場合に保健所等に報告する資料となるため、欠かせない記録となる。当初は保健部で回収し保管していたが、11 月より各自保管としている。

◇新型コロナウイルス感染症における健康チェック表 平熱【 ℃】 年 組 番 氏名

感染症対策のために、毎日の健康観察が大切です。毎朝、体温を測定し記録してください。ここでは、記録よりの記録です！
症状がある場合「y」、ない場合は「n」に○を付けてください。濃厚接触者の調査では2週間前からの行動を尋ねられます。行動メモをしておきましょう。

月日	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
体温	登校前 ℃														
体温	夕食後 ℃														
風邪症状	咳・くしゃみ	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n
風邪症状	鼻水・鼻づまり	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n
風邪症状	のどの痛み	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n
風邪症状	だるさ	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n
風邪症状	その他（ ）	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n
風邪症状	解熱剤服用の有無	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n
風邪症状	同居家族の風邪症状	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n	y・n
風邪症状	人や場所等のメモ														

※未検温の場合は斜線をに入れてください。ただし、未検温で検査内に入らないようにしてください。
※本校で感染者が出た場合や、感染レベルが上がったときは、この用紙を提出してもらうことになるので、記録を忘れないようにしてください。

図 4 健康チェック表

(4) 校内の消毒について

多数の生徒や教職員が触れる箇所の消毒作業については、消毒液の性質上、教職員で実施することにした。消毒液は当初は手に入れやすかった次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用していたが、後に比較的安全性の高い次亜塩素酸水（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム水溶液 100 ppm）を使用し、スプレーで噴霧できるようにした。その際には、換気を十分に行い、吸引しないよう注意しながら実施した。

1) 消毒作業時の留意事項

1. 消毒は必ず1日1回実施（原則授業後）。
2. 各学年でそれぞれ分担箇所を決めて実施。
3. 消毒箇所以外にも、触れた可能性がある場所は実施。
4. 必要がある場合には、使い捨て手袋を使用。
5. 布巾は使用後回収し洗浄する。
6. 消毒液のセットは適宜持ち出して使用。（スプレーボトルと布巾）

○担当箇所

担当クラス	作業場所		消毒箇所
1-1	第一共通棟 211	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
1-2	第一共通棟 212	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
1-3	第一共通棟 213	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
1-4	第一共通棟 214	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
1-5	第一共通棟 215	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
2-1	第二共通棟 411（412）、WC	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
2-2	第二共通棟 421（422）、WC	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
2-3	第二共通棟 431、WC	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
2-4	第一共通棟 204、208	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
2-5	第一共通棟 203、207	大学	机、椅子、教卓、スイッチなど
1・2年	1F南WC、2F南WC、2F北WC、210(職員室) 205、206(保健室)、階段など	大学	机、椅子、教卓、スイッチ、便座、 手すりなど
3-1	校舎 2-1、3-1、2F西WC、北階段	高校	机、椅子、教卓、スイッチなど
3-2	校舎 2-2、3-2、1F西WC、南階段	高校	机、椅子、教卓、スイッチなど
3-3	校舎 2-3、3-3、1F西WC、2F西WC	高校	机、椅子、教卓、スイッチなど
3-4	校舎 2-4、3-4、新館 1FWC、西階段	高校	机、椅子、教卓、スイッチなど
3-5	校舎 2-5、3-5、新館 2FWC、新館階段	高校	机、椅子、教卓、スイッチなど
3年	社会科教室、合併教室、生物室など	高校	机、椅子、教卓、スイッチなど

※消毒セットの内容 スプレーボトル（消毒液入り）、布巾（拭き取り用）、PE手袋（必要な場合）

2) 消毒の方法及び手順

- ・消毒液は次亜塩素酸水（プールで使用される消毒液）であり、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）ではないため、ゴーグルや手袋は不必要。
- ・次亜塩素酸水は手指消毒にも使用することができるため、手袋の必要はないが、気になる場合は使用する。
- ・消毒箇所に直接噴霧する。物に触れた時点で消毒液は分解して効果を失う。
- ・消毒作業の手順
 - ① スプレーボトルと拭き取り用の布巾を用意。
 - ② 消毒箇所に直接スプレーをし、拭き取る。塩分が残る場合があるが、100ppmなので汗よりも薄い塩分濃度となるので拭き残しがあっても支障がない。

5. 高校再開後の清掃と消毒について

3年生は2週間の分散登校が6月第1週に終了となり、1・2年生は大学を利用した授業が6月第3週で終了となった。6月22日（月）から高校で全学年が揃って授業を再開するにあたり、校舎の清掃については、密を避けるためにST後に当番制で実施した。また、消毒については、これまで通り放課後に教職員が実施した。なお、トイレ清掃については、しばらくの間は教職員が担当した。

(1) 実施日時について

- ① 清掃：毎週火・水・金曜日の帰りのST後
- ② 消毒：1日1回業後に実施（消毒は教職員）

(2) 実施方法について

① 清掃

- ・各クラスで清掃当番を決め、帰りST後に10分程度で実施する。
- ・清掃場所は各HR、廊下、他共有部分とする。
- ・各クラスにゴミ箱は置かないため、清掃のゴミは中央廊下に置いてあるゴミ箱を利用する。
- ・共有部分の清掃場所（学年内で調整）

・1年生
1組 南階段、手洗い場
2組 3F中央廊下、
3組 西階段、3F渡り、手洗い場
4組 社会科教室・ET教室・実習生室(適宜)、ET教室物理室前廊下
5組 東階段、新館3F廊下、手洗い場
←
・2年生
1組 2F中央廊下、手洗い場
2組 北階段
3組 書道室前～CS教室前廊下、2F渡り、手洗い場
4組 生物室、化学室前廊下、新館2F廊下
5組 新館階段、手洗い場
←
・3年生
1組 1F中央廊下、手洗い場
2組 音楽室 1F渡り、購買前
3組 昇降口、手洗い場
4組 美術室前～東トイレ前廊下
5組 合併教室、新館1F廊下、手洗い場

② 消毒（教職員で実施）

- ・教室は、窓や扉、スイッチ、教卓、黒板消しなど複数人が触れると考えられる共有部分を1日1回確実に消毒し、生徒個人の机や椅子については適宜実施する。
- ・特別教室は、便宜上、1日1回実施する。ただし、複数人が使用するため、机や椅子も消毒する。
- ・特別教室の内、ET教室は1年、社会科教室は2年、合併教室は3年で分担し消毒する。
- ・他の特別教室については管理者および使用者が適宜消毒を行う。
- ・階段の手すりについては、清掃担当クラスで消毒し、トイレについては、学年内で調整する。

(3) その他

- ・消毒剤については給湯室から次亜塩素酸水(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム水溶液100ppm)を持って行き、消毒箇所にスプレーをして、きれいな布巾で拭き取る。
- ・職員室の清掃については、教員に割り振りをし、しばらくの間実施する。

6. 身体測定・定期健康診断について

身体測定については、例年4月中旬に体力診断テストと併せて実施していたが、今年度は休校の影響で2学期の9月に実施した。また、学校医や検診機関による健康診断も例年は法令に基づき6月末までには終了していたが、休校明けの7月から11月にかけて実施した。

検診当日の朝の体温が記入された健康チェック表を回収して確認し、さらに直前も非接触型の体温計を使って一人一人の体温を測定した。また、生徒同士のフィジカルディスタンスが保てるよう「足跡マーク」(図5)を床に貼り付け、約1m間隔で並べた。



図5 足跡マーク(4種類)

(1) 心電図・血圧・胸部X線検診について

心電図・血圧・胸部X線検診は1年生に実施している。この結果は学校生活、特に体育の授業や体育的行事などに影響をしてくるため、入学してなるべく早い時期に実施する必要があるが、今年度は休校のために7月の実施となった。

① 検診日時について

令和2年7月15日(水)9:00~12:30の時間帯で実施した。例年は、1~3限の授業中に実施をしていたが、今年度は新型コロナの感染予防の観点から、3密を避けるために例年より時間が必要と考えられたため、45分授業で1~4限の時間を確保した。

② 検診場所について

検診会場では、生徒のすれ違いを少なくするため、男子はX線→血圧→心電図の順で、女子は血圧→心電図→X線の順で、検診が一方向で行えるように配慮した。また、更衣場所での密集を避けるために昨年度よりも会場を広くした。

項目	場所
X線	3-5横の渡り通路バス車内
血圧	地学教室
女子心電図	合併教室(更衣場所含む)
男子心電図	会議室

(2) 身体測定について

2学期の実施となったが、愛知教育大学教育学部養護教諭養成課程の学生20名程度の協力を得て、生徒を呼び出す形で実施した。協力学生には、検温（事前と当日）、白衣、フェイスシールド、マスク、手袋を着用してもらった。検査室内は換気を十分に行い、生徒の滞在時間が15分以下になるようにした。また、使用した器具はその都度アルコールで消毒をした。生徒には事前に測定方法をプリント（図6）で配布し、不安を感じる場合には後日保健室で個別に対応できるように配慮した。

① 日時及び対象学年

- ・ 9月1日（火） 10：00～11：50（2・3時限） 3年生
- ・ 9月2日（水） 10：00～11：50（2・3時限） 2年生
- ・ 9月3日（木） 9：55～11：35（2・3時限45分授業） 1年生

② 測定場所

項目	場所	協力学生
身長・体重	合併教室前廊下	6名
聴力	地学教室	4名
視力	合併教室	12名

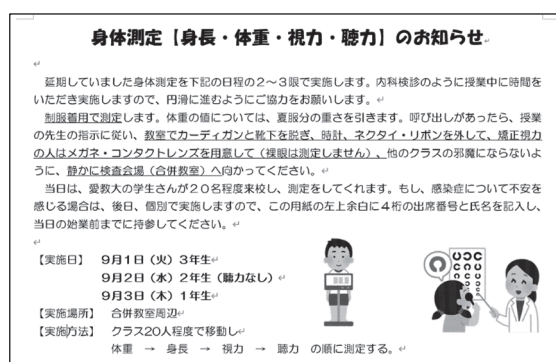


図6 事前説明プリント

(3) 内科検診について

① 日時及び対象について

- ・ 7月21日（火） 13：30～15：20（5・6限） 2年生
- ・ 7月22日（水） 13：30～15：20（5・6限） 1年生
- ・ 7月28日（水） 13：15～14：55（5・6限 45分授業） 3年生

② 場所：保健室

(4) 歯科検診について

① 日時及び対象

- ・ 7月16日（木） 13：00～16：00（4・5・6・7限） 3年生
- ・ 10月22日（木） 12：30～15：30（4・5・6限） 2年生
- ・ 11月 5日（木） 12：30～15：30（4・5・6限） 1年生

② 場所：保健室

③ その他：10月以降は愛知教育大学教育学部養護教諭養成課程の学生の協力を得て実施した。

(5) 眼科検診について

① 日時及び対象

- 11月16日（月） 13：30～14：30（5限）
1年生及び2・3年生の問診からの抽出者

② 場所：保健室

7. マスクの装着と熱中症事故の防止について

学校内ではマスクの装着を必須としていたが、暑い時期には熱中症が心配された。文部科学省より熱中症も命にかかわる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させるとの通達（令和2年6月29日付）があったことから、基本的には飛沫を飛ばさないよう、生徒および教職員は常時マスクを着用することが望ましいとしたが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう対応することとした（図7・8）。

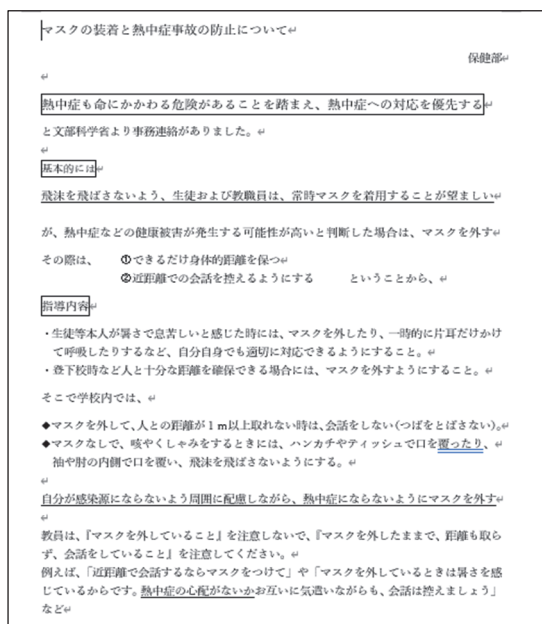


図7 熱中症対策プリント（教員用）

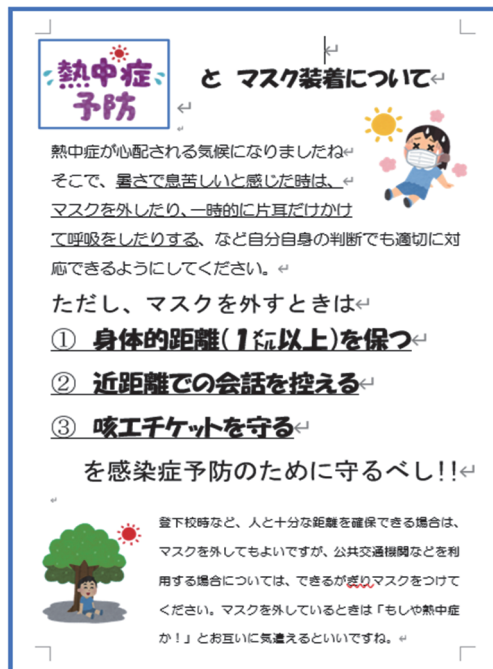


図8 熱中症対策プリント（掲示用）

8. 2学期以降の様子について

新型コロナへの対応として、手洗い場の自動水栓や各教室に空気の流れを促すファンの設置などの設備が順次整備された。その他にもアルコール消毒液のボトルとスタンドを各教室前に設置、非接触型の体温計の増量、掃除機の増量、フェイスシールド・マスク・ディスポガウンの常備など感染拡大防止に向けて進めている。

また感染予防のため、体調不良者が保健室を利用する際は、職員室で検温をして発熱がないことを確認してからとした。発熱が認められた場合は、早退をさせることにし、別室で待機させるようにした。

清掃については、1学期はST後に当番制で実施していたが、下校する生徒で廊下や昇降口が混雑して清掃ができないといった問題があがり、全員での清掃に戻すことを求める意見が多くなった。トイレ清掃やゴミ捨てについては7月から9月にかけて、愛知教育大学の協力学生に委託する形で実施していたが、9月18日（金）に委託が終了した。9月23日（水）からトイレ清掃も含めた全域の清掃を生徒による当番制で実施していたが、最終的には中間テスト明けの10月9日（金）から生徒全員による清掃に戻した。

消毒については、放課後に教員で実施していたが、塩化ベンザルコニウム液（200ppm）を生徒が使用して消毒しても問題ないという指針が示されていたことから、教員の負担軽減を考え、火・水・金曜日の通常清掃時に保健委員に担当させることにした。

9. 避難訓練について

年度初めに避難経路を確認する必要があるため、例年4月当初に避難訓練を計画していたが、休校等

の影響により、今年度は10月のLT時に実施した。晴天時は全学年一斉にグラウンドに、雨天時は学年ごとに体育館に集合する計画であった。当日は雨天であったため、雨天時案で訓練を実施した。

(1) 目的：避難経路や避難方法を確認し、非常災害に際し迅速かつ安全な避難ができるようにする。

(2) 日時：令和2年10月19日(月)7限(15:30~16:20) (各学年で実施)

(3) 避難場所：体育館(各学年毎に実施)

(4) 訓練の流れ

[15:30~15:35 教室にて生徒会の後期役員の紹介と信任・不信任決議(生徒指導部担当)]

※終了次第1学年から避難訓練に移行

① 15:35 校内放送により避難訓練の伝達と指示(1年生)

・担任、副担任の誘導により移動開始

→ スリッパのまま移動し、体育館入口でスリッパを持って入る。

② 15:40 体育館集合・保健主事講話

・学年集会と同じ隊形で整列(指令台に向かって左から1組、2組…5組)

・点呼は「HR委員→担任→学年主任→保健主事」の順に行う。

③ 15:45 1年生教室へ戻る

④ 15:50 2年生避難訓練(流れは上記に同じ)

⑤ 15:55 体育館集合・保健主事講話 16:00 教室へ戻る

⑥ 16:05 3年生避難訓練

⑦ 16:10 体育館集合・保健主事講話 16:15 教室へ戻る

10. 2020年度 防災マニュアルについて

例年見直しをしている本校の防災マニュアルであるが、今年度は大きな変更点があった。これまでは地震や台風などの水害についての記載が主なものであったが、それに感染症に関する記載が加わった。

<感染症についての部分の抜粋>

1 未然防止について

(1) 生徒の健康観察

①教職員は、日頃から児童生徒の健康観察につとめ、症状が激しい場合や長期化している場合、養護教諭に相談する。

②過去の予防接種の記録や既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診する。また、有症状時には早期に受診し、その結果を必ず所属長に報告する。

(3) 保健指導の充実

学校医や保護者との連携により、感染症に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させること、咳や微熱が継続する場合は必ず受診すること等、児童生徒に対する保健指導を徹底する。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

①日頃から、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。

- ②患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ③全ての保護者に対し、生徒が感染性の疾患にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

2 発生時以降の対応について

(1) 状況把握とその対応

- ①学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、罹患生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ②他の二次感染者検索のため、健康観察や教職員間の情報交換により生徒及び教職員の健康状況を把握する。
- ③罹患生徒の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ④接触者の検診結果など過去の感染症に関する健康診断結果の情報を把握する。

(2) 処置・報告など

- ①学校医・保健所の指導を得て翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。
- ②教育委員会へ第一報を電話で報告する。
- ③保健所、教育委員会が行う検査や調査（接触者の特定、リストの作成等）に協力する。
- ④情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ⑤教育委員会や保健所、報道機関には窓口を一本化し、校長又は教頭が責任をもって対応できる体制をとる。
- ⑥集団感染が確認されるなどの状況によっては、報道機関への情報提供をする場合があるため、保健所及び教育委員会と連携をとりながら対応する。

(3) 生徒・保護者への連絡など

- ①罹患生徒と接触した生徒の保護者等を対象に、学校医や保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- ②保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力要請する。
- ③保護者からの相談（保健所の照会）への対応をする。
- ④必要に応じて、生徒への説明を実施する。
- ⑤個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

■関係法令等

- ・学校保健安全法第18条（保健所との連絡）
- ・同 第19条（出席停止）
- ・同施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）
- ・同施行令第19条（出席停止の期間の基準）
- ・同施行令第21条（感染症の予防に関する細目）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第9章（結核）
- ・麻しんに関する特定感染症予防指針

◎感染症発生時の対応について

対応の流れ	管理職	教職員	生徒	その他
<事前の危機管理> ○日常の健康観察 ○医療機関の受診勧奨		・健康調査の把握 ・医療機関の受診勧奨 ・受診結果の把握	・健康相談 ・医療機関受診	
<発生時の危機管理> ○感染症と診断 ○学校医・保健所・教育委員会への連絡 ○本人及び保護者へ出席停止の指示 ○教職員間の情報共有 ○情報収集 ○他の生徒・保護者への対応及び説明 ○保健所との連携	・学校医へ連絡 ・教育委員会へ報告 ・所管の保健所へ連絡をし、指示を受ける ・出席停止を指示 ・教育委員会へ報告 ・職員会議で情報を共有し、職員の役割分担を明確にする	・管理職への報告	・治療開始	・生徒に不安感を与えないよう配慮 ・学校保健安全法施行令第5条,第6条,第7条,施行規則第19条生徒の人権やプライバシーに配慮
	■保健所の指示を受けて、初発患者の調査実施 ①診断までの欠席状況・理由・症状出現時期の把握 ②他の生徒については「検診問診票」や「健康調査票」等の資料を整理し、保健所の調査に備える。 ※高校生は「胸部間接撮影」も参考に ③教職員が感染していないか、健康状態を把握する			
	・保護者へ対応策について説明(文書送付または説明会開催)し、理解と協力を求める			
	・関係機関、報道機関への対応			
	保健所が運営する対策委員会への参加 ①生徒への保健指導 ②保護者への保健指導 ③健康相談への体制確立			
<事後の危機管理> ○事後の対応と措置	・教育委員会への近況報告	・患者である生徒及び保護者との定期的な情報交換(近況確認、学習指導)		

11. 保健委員会について

(1) 役割分担について

最初の委員会は7月に実施した。今年のスローガンを「ゴミは持ち帰り、ゴミを減らし、きれいな学校で学習できる環境をみんなでつくる。」として、コロナ禍における環境美化を主とした活動に重点をおいた。また、各クラス6名いる保健委員をクラス代表2名、美化担当2名、健診担当2名と活動内容によって役割を分担した。

[クラス代表] 広報活動など全体に関わる仕事や清掃区域の消毒作業 (図9)

[美化担当] 清掃時、ゴミ箱の配置や段ボール保管庫、清掃倉庫、トイレトペーパーの管理

[健診担当] 健康診断時に準備や進行の手伝い
それぞれの役割をはっきりさせることで委員自身の意識を高めることができた。

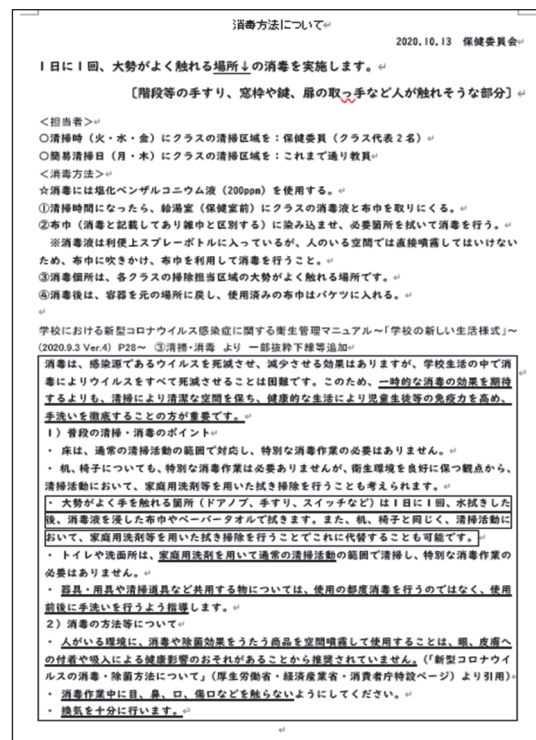


図9 消毒作業指示プリント

(2) 感染予防対策の放送について

12月に入り、全国の新型コロナの感染者数増加が著しく、今後の感染拡大、学校内でのクラスターが心配されることから、飛沫感染が主な感染経路であるコロナやインフルエンザ等の感染予防のために、換気が不十分になりがちな冬場に換気の必要性をはじめとした様々な予防対策について、保健委員会による注意喚起を放送にて行うこととした。

① 日時：12月15日（火）～12月22日（火）、1月7日（木）～13日（水）の10日間

12：00～12：10の間で5分程度

② 担当者：保健委員会 クラス代表の1・2年生

③ 放送内容

- ・学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析
- ・新型コロナウイルス感染症の年代別の罹患率等
- ・学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について
- ・感染源を絶つこと・感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること
- ・集団感染のリスクへの対応
- ・食事をとる場面での感染予防対策
- ・インフルエンザ総論
- ・インフルエンザの予防・治療
- ・インフルエンザワクチンの接種について
- ・副反応について

【参考資料】

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について（文部科学省 総合教育政策局）
- ・今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について（文部科学省 初等中等教育局）

12. おわりに

4月から5月下旬にかけて緊急事態宣言発令による休校があり、生徒も教員も出校することができなかった。オンライン上での健康調査や健康相談、保健指導など学校全体で手探りの状態であった。

学校再開当初は分散登校や大学の校舎を利用しての授業展開となった。手洗い・手指の消毒やマスクの着用を呼びかけ、換気に努め、高校でも大学でも教室内の机やいすの一つ一つから廊下や階段の手すりやトイレ内など人が触れると考えられる箇所をすべて消毒する作業を教員が担い、感染拡大防止に神経を使った。

全校生徒が通学しての高校での授業が再開された後もしばらくの期間は、消毒作業やトイレ清掃は教員や協力学生に委託する形で実施した。その際の消毒液については、学校薬剤師に相談しながらも、何が有効なのか、危険なのか、様々な情報に戸惑いながら選択していった。トイレ以外の清掃活動は、当初は密を避ける目的で当番制で実施していたが、下校の生徒と重なり、清掃できない場所も出るなど全てが順調という訳にはいかなかった。トイレ清掃も含めた生徒全員による清掃を実施するようになったのは2学期中間考査明けの10月からであった。

健康診断については、当初は予定も立てられない状況であったが、徐々に日常生活が戻ってきたことで、学校医や検診機関と日程調整を行い、検診方法など様々な面で配慮しながら無事に実施することができた。年度内にすべての保健行事が行えたことに安堵している。

保健委員会では、消毒作業や校内放送など、生徒が担当に応じた役割をきちんと担っている。

まだ新型コロナの感染状況は落ち着いていないが、本校でクラスターが発生せず、新しい生活様式の中で制限がありながらも生徒が学校生活を送ることができているのは、保護者の協力と理解のもと学校全体の感染症対策への意識向上にもよるのではないかと感じる。これからも保健活動及び美化活動について様々な方法を模索しながら、より良い選択をしていきたい。